

第42号議案

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にする者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にする者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、母がない児童若しくは同項第2号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ父がない児童又は<u>施行令第2条の3</u>に規定する児童(以下この号及び次号において「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にする者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にする者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、母がない児童若しくは同項第2号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ父がない児童又は<u>施行令第2条の3</u>に規定する児童(以下この号及び次号において「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施</p>

行令第2条の4第6項に規定する額以上であるときの当該父母が
死亡した児童等

(9) (略)

3 (略)

行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母が
死亡した児童等

(9) (略)

3 (略)